

自動車整備士資格改正に係る説明会資料
国交省(2023.11.10)

職業大基盤整備センター基礎研究会 新養成課程説明

国土交通省 自動車局
整備課

令和5年11月10日

 国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

目次

 国土交通省

自動車整備士資格制度改正の背景	P 3
自動車整備士資格制度の改正概要	P 6
自動車整備士養成施設指定基準等の改正について	P 18
旧自動車整備士から新自動車整備士への変更届	P 27
自動車整備技能登録試験日等の前倒し	P 30
自動車整備士資格の合格番号の改正	P 32
新しい自動車整備士資格制度のスケジュール	P 34

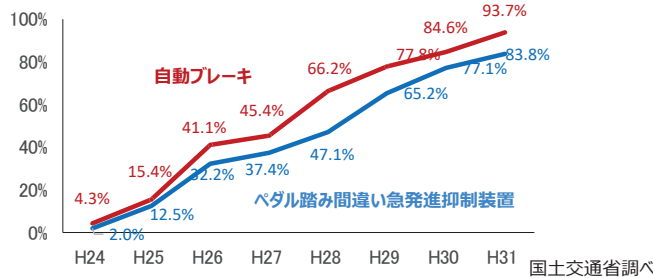
自動車整備士資格制度改正の背景

自動車整備士資格制度改正の背景（現状）

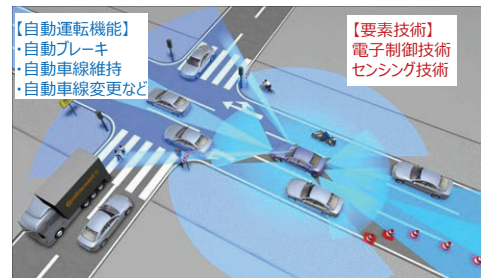
- 近年、自動ブレーキなど自動車技術の高度化・実用化やHV・EVの普及が急速に進展。
- 先進技術は、幅広い車種まで搭載が進んでおり、今後も普及が予想される。

自動車技術の高度化・実用化の状況

自動ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置（乗用車）搭載率



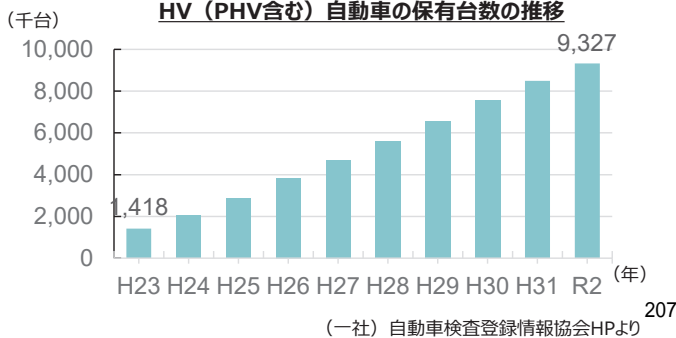
（先進技術の例）



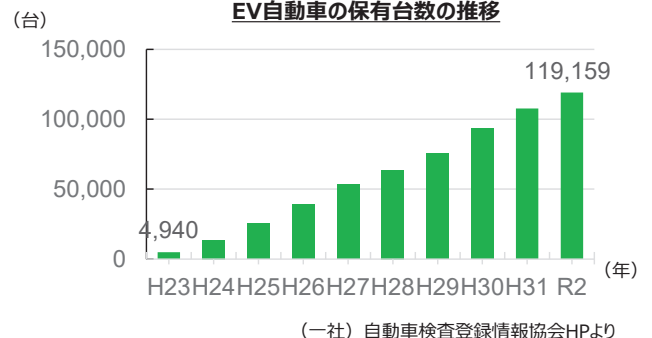
Continental HPより

HV・EVの普及の状況

HV（PHV含む）自動車の保有台数の推移



EV自動車の保有台数の推移



制度の概要

衝突被害軽減ブレーキや車線維持支援装置等の電子的に制御されている先進技術について、整備作業が適切でない場合、機能が発揮されないばかりでなく事故につながるおそれがあることから、令和2年4月以降、事業として電子制御装置の整備を行う場合、国の認証が必要。(経過措置:令和6年3月31日まで)

I. 従来の分解整備※ + II. 電子制御装置整備(新設) = 特定整備

※ エンジンやブレーキなど自動車の重要な保安部品を取り外して行う整備・改造

新たに特定整備の対象とする作業(電子制御装置整備)

- ① 衝突被害軽減ブレーキや車線維持支援装置の作動に影響を及ぼす整備・改造
- ② 上記に係るカメラやレーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)や窓ガラスの脱着
- ③ 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼす整備・改造

電子制御装置整備の認証基準

- 寸法要件を満たした電子制御装置点検整備作業場
(点検作業場等と兼用可。離れた場所にある作業場も可。)
- 整備用スキャンツール
- 整備要領書等の点検整備に必要な情報
- 整備主任者として、1級、2級、電気装置整備士又は車体整備士
(ただし、1級(二輪を除く。)以外は、国が指定した講習が必要。)



5

自動車整備士資格制度の改正概要

▶ 自動ブレーキなど自動車技術の高度化・進展に対応する自動車整備士資格とするため**電子制御の内容を含む資格**とするなどの見直しを行った。

改正前	改正後
自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級 一級大型自動車整備士 (※) 一級小型自動車整備士 (※) 一級二輪自動車整備士	一級 一級自動車整備士 (総合) (※) 一級自動車整備士 (二輪)
二級 二級ガソリン自動車整備士 二級ジーゼル自動車整備士 二級自動車シャシ整備士 二級二輪自動車整備士	二級 二級自動車整備士 (総合) (※) 二級自動車整備士 (二輪)
三級 三級自動車シャシ整備士 三級自動車ガソリン・エンジン整備士 三級自動車ジーゼル・エンジン整備士 三級二輪自動車整備士	三級 三級自動車整備士 (総合) 三級自動車整備士 (二輪)
特殊 自動車電気装置整備士 自動車車体整備士 自動車タイヤ整備士	特殊 自動車電気・電子制御装置整備士 (※) 自動車車体・電子制御装置整備士 (※) 自動車タイヤ整備士

【整備士の種類の統廃合について】
電動車等の普及を踏まえた場合、燃料や装置の種類による分類が合わなくなることや、特定整備制度上の役割において各整備士資格の種類が明確になっていなかったことから、整備士の種類を統廃合する。

- スケジュール**
- ◆ 令和4年5月 制度改正
 - ✓ 令和6年4月 養成施設における三級整備士の新課程開始
 - ✓ 令和7年4月 養成施設における二級整備士の新課程開始
 - ・ 令和9年3月 新試験開始
(二級整備士、三級整備士、特殊整備士)
 - ✓ 令和9年4月 養成施設における一級整備士の新課程開始
 - ・ 令和10年3月 新試験開始 (一級整備士)
- ※変更があった場合、30日以内に提出する変更届の提出が必要

その他見直し概要

- ▶ **電気・電子系学科卒者の受験に必要な実務経験期間の短縮**
⇒ 機械系学科卒者と同様とすることで資格取得者の増加が見込まれる
 - ▶ **受験に必要な実務経験の柔軟な運用**
⇒ 実務経験の解釈を変更することにより、無資格者等が短期間で受験可能となる
(例：4月1日から実務を行った場合、当該年度末の三級整備士の試験が受験可能)
 - ▶ **一級整備士の口述試験を廃止**
⇒ 一級整備士の受験機会の増加
- ※自動車検査員の要件見直しについては、継続検討事項としている。

自動車整備業における
人材不足解消にも期待

新たな自動車整備士資格の名称と現行資格との比較

- ▶ 車種や燃料の種類により細分化していた種類を統合し、自動車整備士 (総合) とする
- ▶ 二輪自動車は、必要な知識・技能が異なるため、自動車整備士 (二輪) とする
- ▶ 特殊整備士は電子制御の内容を含む資格とするため、名称をそれぞれ変更する

	改正前の種類	改正後の種類	改正前との比較
一級	①一級大型自動車整備士(※)	一級自動車整備士(総合)(※)	①+②+③
	②一級小型自動車整備士(※)		
	③一級二輪自動車整備士	一級自動車整備士(二輪)	③
二級	④二級ガソリン自動車整備士	二級自動車整備士(総合)(※)	④+⑤+⑥+⑦+電子制御装置整備
	⑤二級ジーゼル自動車整備士		
	⑥二級自動車シャシ整備士		
	⑦二級二輪自動車整備士	二級自動車整備士(二輪)	⑦
三級	⑧三級自動車シャシ整備士	三級自動車整備士(総合)	⑧+⑨+⑩+⑪
	⑨三級自動車 ガソリン・エンジン整備士		
	⑩三級自動車 ジーゼル・エンジン整備士		
	⑪三級二輪自動車整備士	三級自動車整備士(二輪)	⑪
特殊	⑫自動車タイヤ整備士	自動車タイヤ整備士	⑫(見直しせず)
	⑬自動車電気装置整備士	自動車電気・電子制御装置整備士(※)	⑬+電子制御装置整備
	⑭自動車車体整備士	自動車車体・電子制御装置整備士(※)	⑭+電子制御装置整備

- ▶一級／二級／三級／特殊に求められる技術水準の違いを以下のとおり整理
- ▶一級から三級の自動車整備士（総合）には、二輪を含めた自動車全般の知識・技能を求める
- ▶自動車電気・電子制御装置整備士や自動車車体・電子制御装置整備士には、電子制御装置に係る知識・技能を有することを求める

求められる知識・技能の水準	
一級	<ul style="list-style-type: none"> ▶自動車の点検・整備・検査に係る専門的な知識及び技能（自動車整備士（総合）は電子制御装置に係る内容を含む）を有する者 ▶各種の整備用診断機器を用いて応用的な故障探求ができる水準
二級	<ul style="list-style-type: none"> ▶自動車の点検・整備に係る一般的な知識及び技能（自動車整備士（総合）は電子制御装置に係る内容を含む）を有する者 ▶単独で特定整備作業が行える水準
三級	<ul style="list-style-type: none"> ▶自動車の点検・整備に係る基礎的な知識及び技能を有する者 ▶上位（一級、二級自動車整備士）の指示に従って、1人で整備が行える水準
特殊	<ul style="list-style-type: none"> ▶自動車の各々の分野に係る一般的な知識・技能（自動車電気・電子制御装置整備士及び自動車車体・電子制御装置整備士は電子制御装置に係る内容を含む）を有する者

新たな自動車整備士の役割

- ▶自動車検査員、整備主任者、整備管理者及び整備士の役割について、以下のとおり整理
- ▶自動車整備士（二輪）は二輪限定の事業場で役割を担えることとした
- ▶整備主任者には、基本的に一級又は二級の資格が必要。ただし、自動車車体・電子制御装置整備士は、講習を修了した場合に原動機を除く専門認証のみの整備主任者の役割を担える。（改正前の二級自動車シャシ整備士の役割を引き継ぐ処置）

役割	事業内容	自動車検査員		整備主任者				整備管理者	整備士			
		指定整備		①分解整備		②電子制御装置整備	③分解整備＋電子制御装置整備		①分解整備		②電子制御装置整備	③分解整備＋電子制御装置整備
		全車	二輪限定	全車	二輪限定				全車	二輪限定		
一級	自動車整備士（総合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車整備士（二輪）	×	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
二級	自動車整備士（総合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	自動車整備士（二輪）	×	○	×	○	×	×	○	×	○	×	×
三級	自動車整備士（総合）	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	自動車整備士（二輪）	×	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×
特殊	自動車タイヤ整備士	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	自動車電気・電子制御装置整備士	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×
	自動車車体・電子制御装置整備士	×	○(※)	○	○	○(※)	×	×	○(※)	○	○(※)	○(※)

(※) 原動機を除く事業場であって、一定の講習（現行の二級自動車シャシ整備士のカリキュラムの受講及び修了試験を想定）を修了した場合に、整備主任者の役割を担える

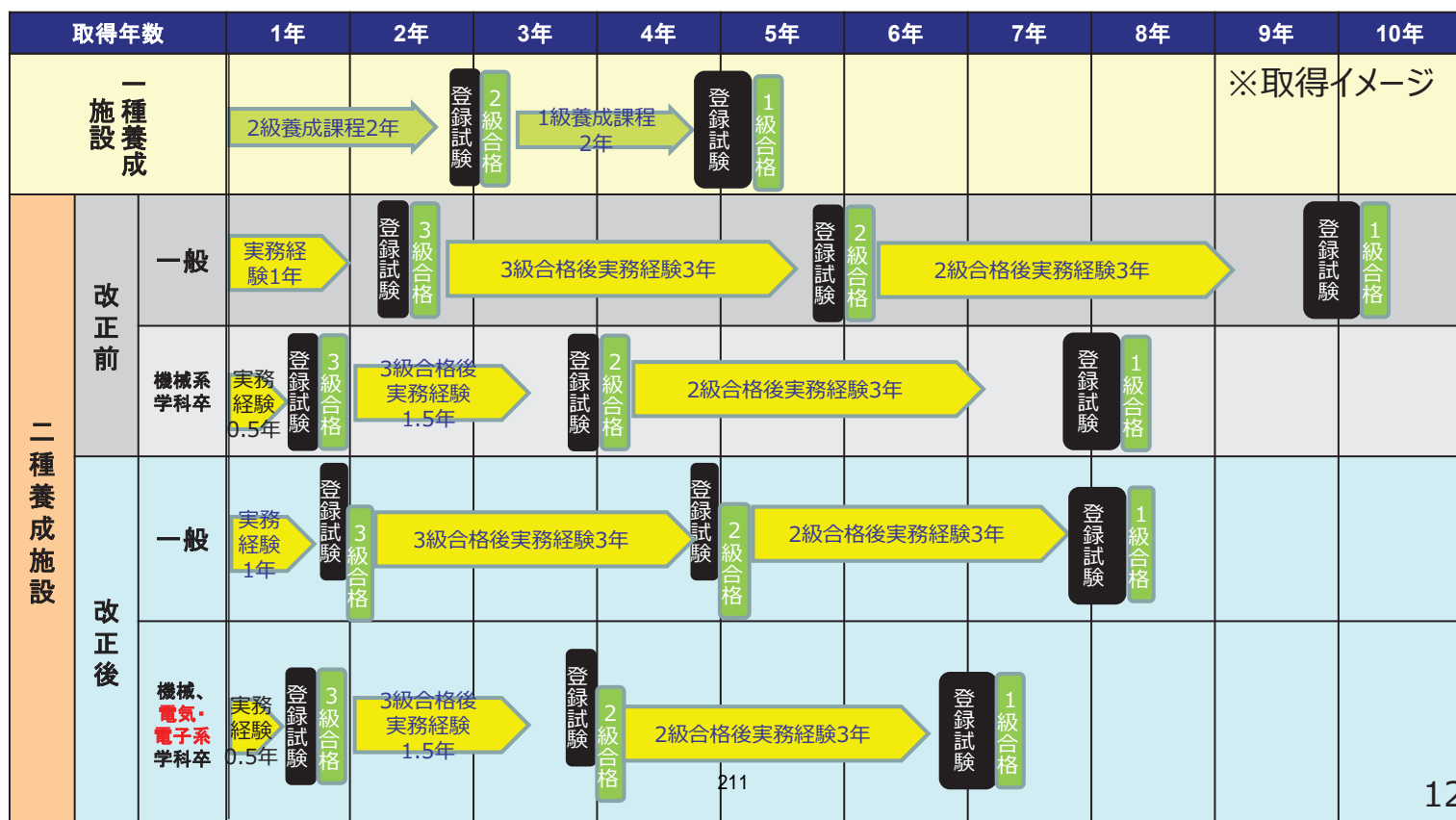
- ▶ 優良認定整備事業における役割を以下のとおり整理
- ▶ 優良認定整備事業（特殊整備工場を除く）の整備士数について、基本的に一級、二級又は三級の資格が必要。ただし、自動車車体・電子制御装置整備士は、講習を修了した場合に整備士数に含めて考えることを可能とする。（改正前の二級自動車シャシ整備士の役割を引き継ぐ処置）

事業内容	優良認定整備事業 (一種・二種整備工場)		優良認定整備事業(特殊整備工場)				
			車体整備作業 一種・二種	原動機 整備作業	電気装置 整備作業	タイヤ 整備作業	
自動車整備士数	一種:4人以上 二種:2人以上	保有割合 1/3以上	一種:2人以上	1人以上	2人以上	2人以上	
一級	自動車整備士(総合)	○	○	×	○	×	×
	自動車整備士(二輪)	○	○	×	○	×	×
二級	自動車整備士(総合)	○	○	×	○	×	×
	自動車整備士(二輪)	○	○	×	○	×	×
三級	自動車整備士(総合)	○	○	×	○	×	×
	自動車整備士(二輪)	○	○	×	○	×	×
特殊	自動車タイヤ整備士	×	○	×	×	×	○
	自動車電気 ・電子制御装置整備士	×	○	×	×	○	×
	自動車車体 ・電子制御装置整備士	○(※)	○	○	×	×	×

(※) 一定の講習（現行の二級自動車シャシ整備士のカリキュラムの受講及び修了試験を想定）を修了した場合に、整備主任者の役割を担える

電気・電子系学科卒者に対する実務経験の短縮

- ▶ カメラやセンサーなどの電子制御装置の搭載が進んでいることから、電気・電子系学科卒者は機械系学科卒者と同様に必要な実務経験を短縮
- ▶ 自動車整備士技能検定試験の受験に必要な実務経験期間の柔軟な運用により、短期間で資格の取得が可能



✓ 実技試験は、現行の口述試験の要素を含めた内容に変更（口述試験自体は廃止）

技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
一級自動車整備士 (総合)の技能検定	全ての自動車	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法 五 材料及び燃料油脂の性質及び用法 六 図面に関する一般知識 七 保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一 基本工作 二 点検、分解、組立て、調整及び完成検査(これらの実施に必要な一般的なコミュニケーション技術を含む。) 三 修理(修理の実施に必要な一般的なコミュニケーション技術を含む) 四 整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い
一級自動車整備士 (二輪)の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		

二級の試験範囲等

✓ 二級及び三級は、自動車の種類の変更

技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
二級自動車整備士 (総合)の技能検定	全ての自動車	一 構造、機能及び取扱法に関する一般知識 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する一般知識 四 材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する一般知識 五 図面に関する初等知識 六 保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一 基本工作 二 点検、分解、組立て、調整及び完成検査 三 一般的な修理 四 整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い
二級自動車整備士 (二輪)の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		

✓ 二級及び三級は、自動車の種類の変更

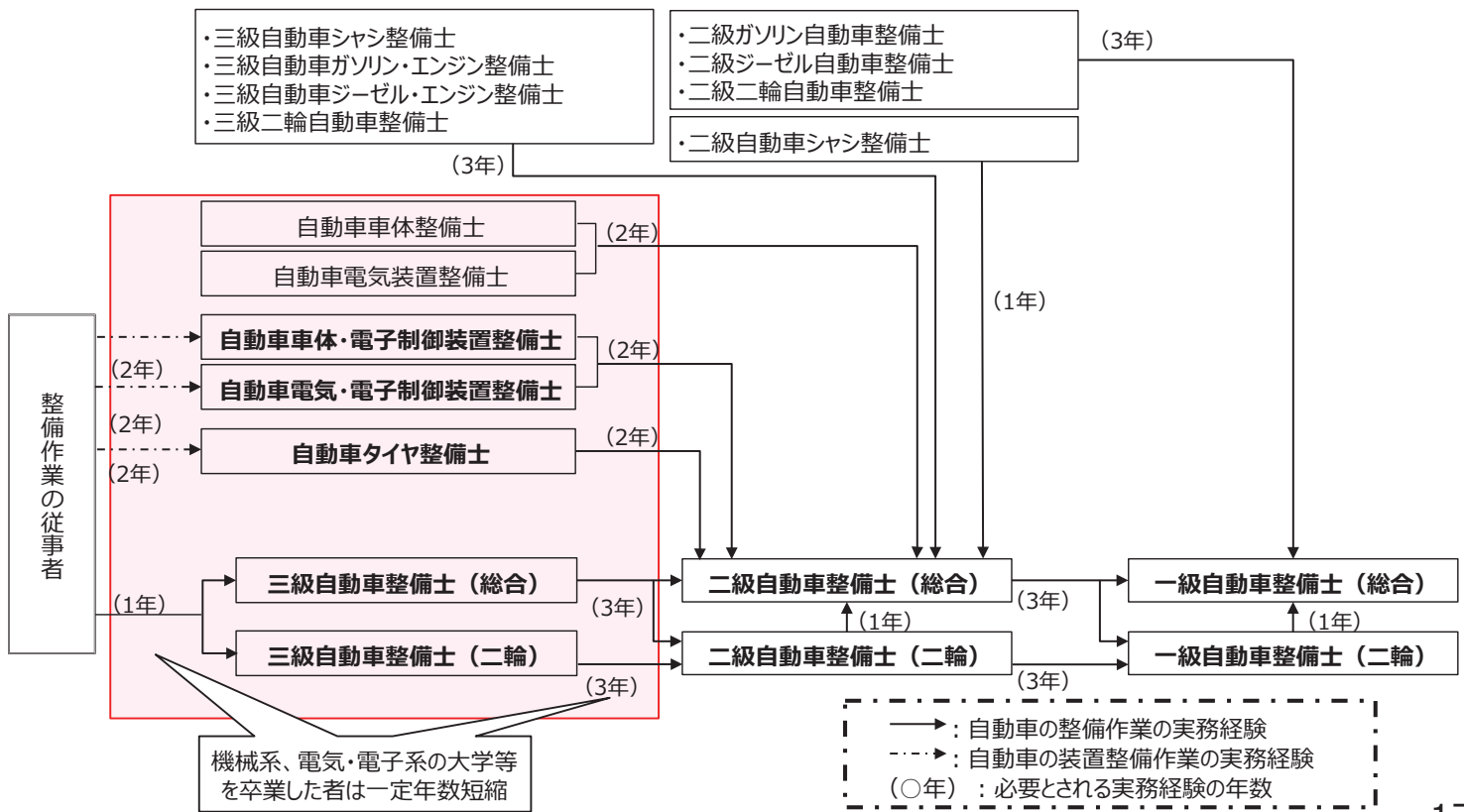
技能検定の種類	自動車の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
三級自動車整備士 (総合)の技能検定	全ての自動車	一 構造、機能及び取扱法に関する初等知識 二 点検、修理及び調整に関する初等知識 三 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法に関する初等知識 四 材料及び燃料油脂の性質及び用法に関する初等知識 五 保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一 簡単な基本工作 二 分解、組立て、簡単な点検及び調整 三 簡単な修理 四 簡単な整備用の試験機、計量器及び工具の取扱い
三級自動車整備士 (二輪)の技能検定	二輪の小型自動車及び二輪の軽自動車		

特殊の試験範囲等

✓ 特殊は、自動車の装置の種類に電子制御装置を追加（タイヤ整備士を除く）

技能検定の種類	自動車の装置の種類	学科試験の科目	実技試験の科目
自動車タイヤ整備士の技能検定	タイヤ及びその附属装置	一 構造、機能及び取扱法 二 点検、修理、調整及び完成検査の方法 三 整備用機械に関する初等知識 四 整備用の試験機、計量器及び工具の構造、機能及び取扱法 五 材料の性質及び用法 六 図面に関する一般知識 七 保安基準その他の自動車の整備に関する法規	一 基本工作 二 点検、分解、組立、調整及び完成検査 三 修理 四 整備用の試験機、計量器及び工具の取扱
自動車電気・電子制御装置整備士の技能検定	電気装置及び電子制御装置		
自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定	車わく及び車体並びに電子制御装置		

改正前のいずれの資格保有者においても、新たに設置する一級自動車整備士（総合）を最終的に目指せる仕組みとする



※海技士や航空整備士などの資格取得者に係る受験資格の取扱いは現行と同様

自動車整備士養成施設指定基準等の改正について

I-1 三級自動車整備士の養成課程

I-1-1 修業年限及び養成を受けようとする者の資格(変更なし)

(1) 修業年限 1年以上

(2) 養成を受けようとする者の資格

学校教育法による中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の者

I-1-2 教育計画(変更あり)

現行	
学 科	自動車工学
	自動車整備
	機器の構造・取扱い
	自動車の整備に関する法規
実 習	工作作業
	測定作業
	自動車整備作業

教育科目の整理・統合

改正後	
自動車工学	
自動車整備関連	
自動車の整備に関する法規	
自動車整備作業	

19

自動車整備士養成施設の指定基準改正

一種養成施設における教育時間数

養成課程		1級(総合)	2級(総合)	3級(総合、二輪)	特殊
学 科		280時間以上	600 →572 時間以上	300 →270 時間以上	400時間以上
実 習		465時間以上	1,200 →1,143 時間以上	600 →560 時間以上	900時間以上
実務 実習	体験実習	200 →140 時間以上			
	評価実習	550時間以上			
合 計		1,800 →1,600 時間以上	1,800 →1,715 時間以上	900 →830 時間以上	1,300時間以上

二種養成施設における教育時間数

養成課程	1級小型 (2G・2D取得)	2級	3級 (基礎・一般)	特殊
学 科	90時間以上 (70時間以上)	60時間以上 (40時間以上)		60時間以上
実 習	45時間以上 (35時間以上)	30時間以上 (20時間以上)		30時間以上
合 計	135時間以上 (105時間以上)	90時間以上 (60時間以上)		90時間以上

※教育時間数中、括弧内は（二輪を）示す。

自動車整備士養成施設の指定基準改正

I-1-3教科書(変更なし)

自動車の初等整備技術の教育に適切なものであること。

I-1-4教材(一部変更あり)

(1)車両は、同時に教育を受ける者20名に1両以上を備えること。

(以降変更点)

ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設は、四輪車を必須とし、二輪車の部分を教育する際には二輪車に替えて二輪車特有の構造を示す教材でもよいものとする。

(2)エンジン等は、同時に教育を受ける者20名に1基以上を備えること。

(以降変更点)

また、全体の内エンジンは1基以上備えること。ただし、自動車整備士の種類を総合に限定した養成施設は、四輪車のエンジンが備えられていればよいものとする。

(ここまで)

なお、教材用の車両に搭載されているエンジン等を教材用のエンジン等の数に含めて差し支えない。

(3)なお、教材用のエンジン等関係主要部品、シャシ関係主要部品及び電気装置関係主要部品等は、同時に教育を受ける者に必要な数を備えること。

I-1-5 教室及び実習場(変更なし)

- (1) 教室及び実習場は、教育を実施するのに適切な設備を有し、かつ、環境が整備されていること。
- (2) 1 教室の定員は、原則として50人以下とし、教育を受ける者1人について、1.2 平方メートル以上の広さを有していること。
- (3) 実習場は、同時に教育を受ける者1人について、6平方メートル以上の広さを有する屋内実習場であること。

I-1-6 実習用機械設備(一部変更あり)**一部抜粋**

- ・リジッド・ラック追加
- ・スプリング・テスト、バルブ・シート・カッタ削除

I-1-7 教育を行う者の資格(変更あり※)

・整備士の資格を新自動車整備士である、一級自動車整備士(総合、二輪)、二級自動車整備士(総合、二輪)に変更。

※「自動車技能検定規則の細目」附則3. にて、新自動車整備士の養成課程でも引き続き指導員ができるよう手当てしています。

【附則3.】別紙2に定める基準の内、I-1-7(一養三級課程)、…の規定については、当面の間、従前の規定によることができるものとする。

I-1-8 教育を行う者の数(変更なし)**(1) 学科指導員**

当該養成施設に常勤している学科指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を50で除して得た数以上であること。

(2) 実習指導員

当該養成施設に常勤している実習指導員の数は、同時に教育を受ける者の数を25で除して得た数以上であること。

附則(令和5年8月28日付、国自整第97号)

1. 本通達は、令和5年8月28日から施行する。
2. 別添及び別紙2に定める基準にあっては、施行日以降において改正前の自動車整備士技能検定規則に定める自動車整備士の種類の登録試験及び養成を行う場合は、従前の例によることができる。
3. 別紙2に定める基準の内、I-1-7、I-2-5、I-3-5、I-4-6、II-4-5及びII-5-5の規定については、当面の間、従前の規定によることができるものとする。ただし、一級自動車整備士を除き、電子制御装置整備に必要な知識及び技能については運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習又はこれと同等の学習を行うこと。

一種養成施設三級課程における標準教育時間（学科）

教育科目	教育内容	標準時間
自動車工学	自動車の構造・性能	180
	自動車の力学・数学	
	電気・電子理論	
	材料	
	燃料・潤滑剤	
自動車整備	エンジン	90
	シャシ	
	電装	
機器の構造・取扱い	整備作業機器	15
	測定機器	
	検査機器	
	自動車整備に関する法規	15
	小計	300



教育科目	教育内容	標準時間
自動車工学	自動車の構造・性能	270
	自動車の力学・数学	
	電気・電子理論	
	材料	
	燃料・潤滑剤	
自動車整備	エンジン	90
	シャシ	
	電装	
	自動車整備に関する法規	15
	小計	270

一種養成施設三級課程における標準教育時間（実習）

教育科目	教育内容	標準時間
工作作業	手仕上げ工作	20
	機械工作	
測定作業	基本計測	20
自動車整備作業	エンジン 点検、分解、組立、調整、検査	560
	シャシ 点検、分解、組立、調整、検査	
	電装 点検、分解、組立、調整、検査	
	小計	600



教育科目	教育内容	標準時間
自動車整備作業	エンジン又はモータ 点検、分解、組立、調整、検査	560
	シャシ 点検、分解、組立、調整、検査	
	電装 点検、分解、組立、調整、検査	
	小計	560

旧自動車整備士から新自動車整備士への変更届

27

自動車整備士養成施設の指定基準改正

自動車整備士技能検定規則

第六条の十八

4 養成施設の指定を受けた者は、第二項第一号及び第三号並びに前項第四号及び第六号に掲げる事項に変更があつたときは、三十日以内に変更届を第二項の地方運輸局長に届け出なければならない。

第二項第一号	養成施設の名称及び所在地並びに代表者の氏名
第三号	養成施設の課程の名称及び定員、当該課程において養成を受けることができる者の資格及び養成しようとする整備士の種類並びに当該課程の修業年限
前項(第三項)第四号	教育科目、時間数等教育の内容を記載した書面
第六号	教室、実習場、実習用機械設備、実習用教材等の概要を記載した書面

変更が必要な事項は

- ・養成しようとする整備士の種類
 - ・教育科目、時間数等教育の内容を記載した書面
 - ・実習用機械設備の概要を記載した書面
 - (・養成施設の課程の名称)
- 以上の変更が必要となる。

変更届に必要な書類

「自動車整備士技能検定規則の細目」の取扱い及び業務取扱いから

- ・第2号様式
- ・第3号様式
- ・その他添付資料

変更事項	添付書類
養成しようとする整備士の種類	・規則又は学則及び細則
教育科目、時間数	・規則又は学則及び細則 ・教育科目別時間配分表(添付様式3) ・教育計画表(添付様式4)
実習用機械設備	・実習用機械設備一覧表(添付様式11)
(養成施設の課程の名称)	・規則又は学則及び細則

※複数の変更事項がある場合、重複する書類は省略可

自動車整備技能登録試験日等の前倒し

▶試験日及び合格発表日を2週間程度前倒したイメージ

Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
	3/1	2	3	4	5	6 学科試験実施
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20 学科試験実施
21	22 学科試験合格発表	23	24	25	26	27
28	29	30	31	4/1	2	3
4	5 学科試験合格発表	6	7	8	9	10

自動車整備士資格の合格番号の改正

- 自動車整備士資格制度の改正に伴い、自動車整備士資格の合格番号の改正を行う（赤字部分）
- 改正することにより、新旧資格の判別が容易にできる

現行		見直し後			
	自動車整備士の種類	合格番号	自動車整備士の種類	合格番号	
一級	一級大型自動車整備士	一お	一級自動車整備士（総合）	一A	
	一級小型自動車整備士	一こ		一級自動車整備士（二輪）	一B
	一級二輪自動車整備士	一に	二級自動車整備士（総合）（※）		二A
二級	二級ガソリン自動車整備士	二か		二級自動車整備士（二輪）	二B
	二級ジーゼル自動車整備士	二ち			三級自動車整備士（総合）
	二級自動車シャシ整備士	二し		三級自動車整備士（二輪）	
	二級二輪自動車整備士	二に	自動車電気・電子制御装置整備士（※）		特E
三級	三級自動車シャシ整備士	三し		自動車車体・電子制御装置整備士（※）	特C
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士	三か			自動車タイヤ整備士
	三級自動車ジーゼル・エンジン整備士	三ち			
	三級二輪自動車整備士	三に			
特殊	自動車電気装置整備士	特て			
	自動車車体整備士	特し			
	自動車タイヤ整備士	特た			

新しい自動車整備士資格制度のスケジュール

	令和4年5月		令和5年10月	令和6年4月	令和6年10月	令和7年4月		令和8年4月	令和8年10月	令和9年1月	令和9年4月		
検定規則	公布									施行			
一種養成課程				新三級（3年制）養成開始						新三級			
					新二級養成開始					新二級			
								新特殊養成開始		新特殊			
										新一級養成開始			
二種養成課程										二級、三級、特殊		二級、三級、特殊	
										一級			
教科書	三級完成予定												
				二級完成予定									
					一級完成予定								

◆ 令和4年5月25日：公布

（令和5年10月頃 三級の教科書完成予定）

✓ 令和6年4月 一種養成施設における新三級の課程開始

（令和6年10月頃 二級の教科書完成予定）

✓ 令和7年4月 一種養成施設における新二級の課程開始

（令和8年3月頃 一級の教科書完成予定）

□ 令和8年10月 二種養成施設における新資格の課程開始

◆ 令和9年1月1日：施行

• 令和9年3月 新試験開始（二級、三級、特殊の自動車整備士）

✓ 令和9年4月 一種養成施設における新一級の課程開始

• 令和10年3月 新試験開始（一級の自動車整備士）

※旧資格の試験は旧養成課程の実技免除期間（2年）が経過次第終了予定